「系統情報の公表の考え方」改定案に対する意見募集の結果について

令和８年３月
資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
電力基盤整備課

令和８年２月１９日（木）～令和８年３月１８日（水）にかけて、標記改定案に対する意見募集を実施いたしましたところ、結果は下記のとおりとなりました。
ご協力をいただきましてありがとうございました。

記

１．意見募集期間
令和８年２月１９日（水）～令和８年３月１８日（水）まで

２．実施方法
電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

３．意見提出方法
電子政府の総合窓口「e-Gov」の意見提出フォーム、電子メール、郵送、FAX

４．意見募集結果
３件

５．お問い合わせ先
資源エネルギー庁　電力・ガス事業部　電力基盤整備課
電話：０３－３５０１－１７４９

（別紙）

御意見の概要及び御意見に対する考え方

今回の、「系統情報の公表の考え方」改定案に対する御意見と御意見に対する考え方は以下のとおりです。

No.	提出意見	御意見に対する考え方
1	電気供給全体の方針案と見たが、 「原子力依存度の低減に伴い」と言うなら、再稼働など許可してはいけないではないか。 改めて脱原発を指針に示し、きちんと電力会社・自治体に 脱原発を再指導すべきだ。 また、「コージェネレーション」を普及対象にしているが、そもそもが熱機関（火力・原子力発電）を対象にしたものだろう。 コージェネレーション普及の為に、火力・原子力を増やすなどという 本末転倒にならない様にすべきだ。 加えて、大型データセンターの建設を、まるで必須の物の様に 書いているが、水不足・電力不足・温暖化に拍車をかけ、その使われ方に 問題ばかりの データセンターは、規制する必要があるだろう。 野放図に電力消費を認めていては、幾ら再生可能エネルギーが有っても足りない。 温暖化を止める為、省エネに反する データセンター企業には、制限を設けるべきだ。 温暖化は 地球人類全員の命がかかっている問題だ。真剣にやってほしい。	・いただいた御意見は今後の参考にさせていただきます。
2	６ページ：ノンファームの出力制御の見通しを高める目的で、運用容量が熱容量によって決まる箇所で、夏季と冬季で容量が違う場合は発電事業者側でローカルの抑制率を算出するために夏季と冬季の運用容量を併記してもらえないでしょうか。 ６ページ：供給計画において記載されている流通設備計画についてはウ	・いただいた御意見は今後の参考にさせていただきます。

	ェブサイトで公開されることになっていますが、ノンファームの出力制御の見通しを高める目的と発電所開発地点選定の目的で、供給計画に記載されない基幹系統以外の地内系統の増強箇所についても公開情報としてもらえないでしょうか。 ７ページ:配電用変圧器の実績潮流についても公開してもらえないでしょうか。送電線が分岐している箇所では潮流が測定されていない場合があり、その場合に配電用変圧器の潮流を考慮することで送電線の潮流が把握可能となり、ノンファームの出力制御の見通しが高まります。 19 ページ : ローカル系統において混雑が生じた場合に、B/C 評価による増強の対象となり得るかについても年度内などを目途に公表する運用としてもらえないでしょうか。	
3	該当箇所 P8　特別高圧需要の受付状況に関する情報 意見内容 特別高圧需要の受付状況に関する情報公開は、エリア単位の需要容量のみとされており、「立地を検討する発電側・需要側双方にとって有益な情報提供」という制度目的を十分に満たしているとは言い難く、事業者の立地判断の精度向上および系統接続の効率化を図るため、線路・変電所・バンク単位での情報公開も検討いただきたい。 公開に際しては、需要家の特定を防止するため、第三者情報性を排除するなど適切な加工を施した上での公開とすることで、秘匿性と透明性の両立が可能と両立は可能と考える。 修正案 ・公開年度に新規に連系となった特別高圧の需要の容量とその線路/変電所/バンク ・接続供給申込み受付中の特別高圧の需要容量　（線路/変電所/バンク毎） ※データについては、第三者情報性を排除するよう適切な加工処理を実施	・いただいた御意見は今後の参考にさせていただきます。

	該当箇所 P9　開示請求者が開示請求を行うための条件 意見内容 民間企業（営利企業）の研究目的であっても、開示請求を可能としていただききたい。そうでなければ、極端な例だが、民間企業の研究部門が、エリアを俯瞰したデータを用いて詳細シミュレーション等を行おうとした場合に、全系統（線路）に対して接続検討申込をダミーで提出する可能性もある。 また、学生起業も一般的となっている現状を踏まえると、秘密保持条項により情報流用は禁止されているとしても、シミュレーションロジックの妥当性などは事業用途に流用可能である。このため、実態として「学術目的」に限定する事は難しいと考える。 修正案 21「研究を目的とする機関若しくは団体」とは、国立大学法人、私立大学（学校法人）、法人等の研究所等の研究を主たる目的として活動する機関や「学会」をいう。 該当箇所 P10　開示主体の開示内容等 意見内容 蓄電所の運用制約の具体的内容が示されておらず、何を想定しているか？　例示されている制約はいずれも蓄電所には該当しないと思われるため、該当情報が存在しないのであれば、「蓄電所」に関する記載は削除すべきと考える。 修正案 発電所単位の運用制約（燃料消費制約、地熱の蒸気井の減衰等による制約、海水温制約、取水量制約、大気温度制約）	

	該当箇所 P15　地内基幹送電線 意見内容 潮流制約が需要最大時ではない場合の予想潮流の示し方について、個別検討した結果の行き先が読み取りにくく、記載方法の改善が必要である。 修正案 ・潮流制約は一般に需要最大時に発生することから、年間需要最大時の予想潮流を示すことにより運用目安を提供 32。 32 需要最大時でない場合に系統制約が発生する場合には、個別に検討した予想潮流を示すことにより運用目安を提供。	